

緊急割り込み放送等（緊急告知ラジオ）

運用マニュアル

（割り込み放送・国民保護・自然災害・各種リスク編）

令和5年3月29日

名 寄 市

《 目 次 》

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 自動起動ラジオの運用の目的 | 緊—3 |
| 2 | 緊急告知ラジオの緊急割り込み放送及び自動起動の運用 | 緊—3 |
| 3 | 防災ラジオ配布対象及び管理 | 緊—3 |
| 4 | 平時における割り込み放送試験 | 緊—4 |
| 5 | 割り込み放送及び自動起動する情報の種別 | 緊—4 |
| 6 | 緊急割り込み放送を行う場合の担当 | 緊—7 |
| 7 | FM放送事業者による協力 | 緊—8 |

巻末資料

| | | |
|----|----------------------------------|-----|
| I | 緊急告知ラジオ割り込み放送フロー図（災害・リスク編） | 緊—9 |
| II | 緊急告知ラジオが自動起動した場合のフロー図（国民保護・リスク編） | 緊—9 |

1 自動起動ラジオの目的

緊急告知ラジオの運用は、災害対策基本法に基づく自然災害等及び国民保護法に関すること並びにその他のリスク発生時における多様な情報伝達手段のうち、その一つと位置付け、住民の共助の力を借りた情報伝達を行うことで各個人等の命を守る行動に役立つことを目的とする。

2 緊急告知ラジオの緊急割り込み放送及び自動起動の運用

緊急告知ラジオの割り込み放送及び自動起動の運用は次のとおりとする。

(1) 自然災害等の際の避難情報の強制割り込み放送による伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、気象情報の一部及びその他各種リスク発生の際の情報伝達

(2) 国民保護(国民保護法)に関する緊急告知ラジオの自動起動放送

弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ大地震、洪水、特別警報(大雨)、特別警報(地震)

(国民保護法による情報伝達とし、自動起動する場合の条件は、総務省消防庁から示されている起動条件項目とする。)

3 防災ラジオの配布対象及び管理

(1) 緊急告知ラジオの配布対象

名寄市内の各町内会

(2) 管 理

緊急告知ラジオの管理は各町内会において責任をもって行うものとする。緊急告知ラジオの自動起動及び緊急割り込み放送がある場合は、町内会の範囲の住民に対し、出来る限り情報伝達を行うよう努めるものとする。

(災害時の情報収集は、緊急速報メール、テレビの防災情報(リモコンのDボタンによる情報)、電話連絡、市、警察署及び消防署の広報車等が用意されているため、ラジオの緊急割り込み等の放送は情報収集の一つとして運用するものとする。)

4 平時における割り込み放送試験

- (1) 平時の運用については、FM放送事業主と協議し別に定めるものとする。
- (2) 市の各部において、所管する事務に関わる災害時・各種リスク発生時に備えて、平時から操作に慣れるよう努めるものとし、第7項に規定する課の責任において割り込み放送を行うものとする。

5 割り込み放送及び自動起動する情報の種別

緊急割り込み放送及び自動起動する情報の種別は次に定めるものを基本とする。

- (1) 災害編及び気象情報に係る緊急割り込み放送を実施する場合

気象情報の発表時及びさらに天候の悪化が予想される場合において、災害対策本部長が必要と認めた次の項目について、緊急割り込み放送（手動及び自動起動）を行うことができる。

ア 避難情報

| 情報の種別 | 伝達を行うレベル・伝達する内容 | 緊急割り込みの方法 |
|----------------------|---|-----------|
| 警戒レベル3 高齢者等 避難 | 1 災害対策本部による避難情報の発令が決定がされた場合 | 手動による放送 |
| 警戒レベル4 避難指示 | 2 ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。 | 手動による放送 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | 災害が発生又は切迫した際に、直ちに安全を確保する旨の情報を伝達する。（命を守るための最善と考えられる緊急安全確保を呼びかける） | 手動による放送 |

イ 気象情報等

| 情報の種別 | 提供元 | 説明 | 主な提供システム | 緊急割り込みの方法 |
|--|------------------------|---|---|---|
| 土砂災害警戒 情報 | 気象庁 と道の 共同発 表 | 大雨警報（土砂災害）等が発 表されている状況で、土砂災害 発生の危険度が更に高まった ときに発表される。 | <ul style="list-style-type: none"> • 北海道土砂災害警戒システム • 北海道防災情報システム • 気象庁HP • 防災情報提供システム | 手動による放送 |
| 大雨特別警報 （大雨単独） （大雨単独 以外） 警戒レベル5 相当情報 | 気象庁 | 大雨により、重大な災害が起 こるおそれ著しく大きい場 合に発表される。警戒を呼びか ける対象となる災害に応じ、 「大雨特別警報（土砂災害）」 「大雨特別警報（浸水害）」「大 雨特別警報（土砂災害、浸水 害）」という標記で発表される。 | <ul style="list-style-type: none"> • 北海道防災情報システム • 気象庁HP | <ul style="list-style-type: none"> • Jアラート動作による自 動起動による放送（登録 されている合成音声によ る放送） • 手動による放送 |
| 記録的短時間 大雨情報 | 気象庁 | 大雨警報（浸水害）等が発表 されている状況で、数年に一度 しか起こらないような記録的 な短時間の大雨を観測したと きに発表される。 | <ul style="list-style-type: none"> • 防災情報提供システム | 手動による放送 |
| 地震 | 気象庁 | 震度5弱から推定震度7まで の地震 （上川北部の地域で発生した、 上記地震全てが対照となる） | <ul style="list-style-type: none"> • 北海道防災情報システム • 気象庁HP • 防災情報提供システム | <ul style="list-style-type: none"> • Jアラート動作による自 動起動による放送（登録 されている合成音声によ る放送） • 手動による放送 |

(2) 各種リスクに関する情報

緊急割り込み放送が可能な情報の種別は次にとおりとする。

| リスク区分 | 緊急割り込み放送を行うかどうかの判断基準 | 緊急割り込みの方法 |
|---------------------|---|--|
| PM2.5の発生時 | <ul style="list-style-type: none"> PM2.5の発生がおき、なおかつ健康に影響がでると市民部長若しくは市長が判断し、市民に周知が必要であると判断したとき。 （ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、災害の起きている地域において、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。） | 手動による放送 |
| 感染症発生時 | <ul style="list-style-type: none"> 所管課(健康福祉部)が名寄市感染症危機管理対策本部の決定又は市長の判断により、市民の広範囲に影響のある場合に放送を行う場合 （ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、災害の起きている地域において、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。） | 手動による放送 |
| 大規模な火災等の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模火災の発生時において、名寄市長の判断により緊急割り込み放送を行うことができる。 （災害対策基本法による災害対策本部の体制に関わるとき） | 手動による放送 |
| 大規模テロの発生 | <ul style="list-style-type: none"> 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 (国民保護法) | Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送） |
| 弾道ミサイル攻撃、航空攻撃情報等の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 (国民保護法) | <ul style="list-style-type: none"> Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送） 手動による放送 |
| ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 | <ul style="list-style-type: none"> 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 (国民保護法) | <ul style="list-style-type: none"> Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送） 手動による放送 |

6 緊急割り込み放送を行う場合の担当

(1) 強制割り込み放送による情報伝達の担当は次のとおりとする。

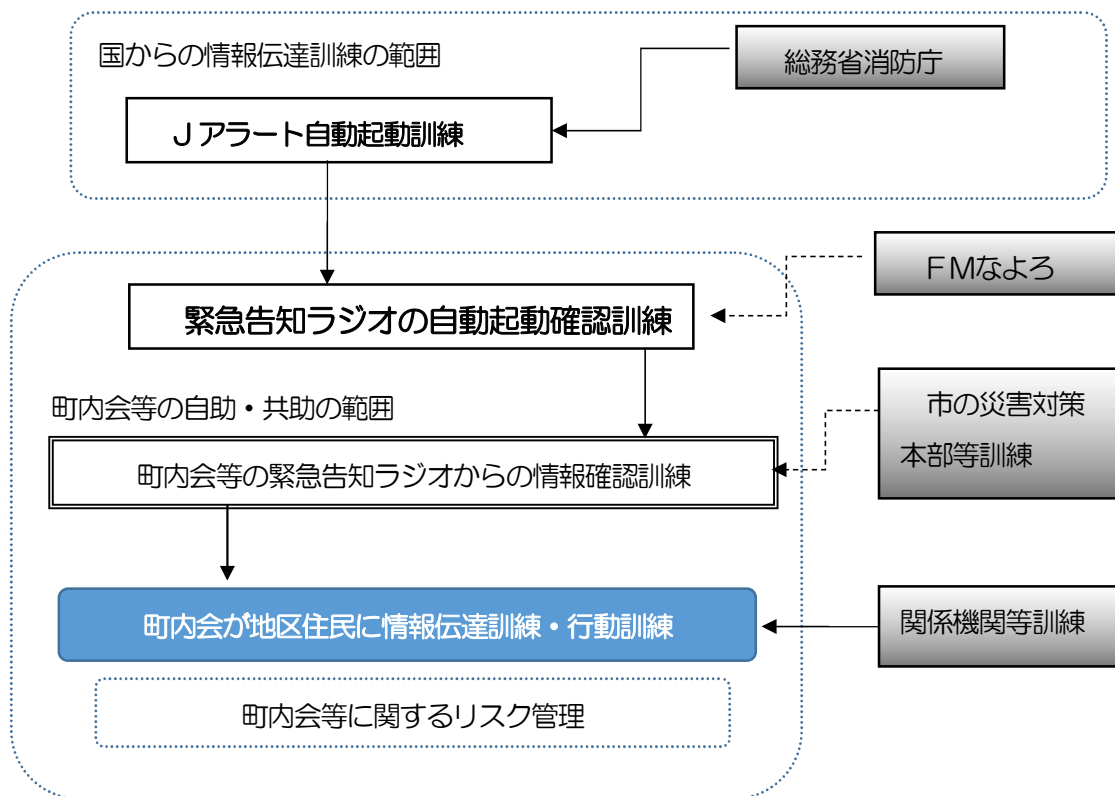
| 災害・リスク | 担当(部・課) |
|---------------|---------------|
| 災害対策本部(自然災害等) | 総務部(総務課、防災担当) |
| 国民保護に関すること | 総務部(防災担当) |
| 感染症に関すること | 健康福祉部(保健センター) |
| PM2.5に関すること | 市民部(環境生活課) |
| 火災等に関すること | 名寄消防署 |

※ 上記に規定のされていない災害及びリスク発生時は、市長の指示によりリスク発生を所管する課が割り込み放送を担当するものとする。

(2) 平時の訓練等の担当

| 種別 | 主たる担当(部・課) |
|----------------------|------------|
| Jアラート情報伝達訓練(発信) | 総務部(防災担当) |
| FM通信設備及び防災ラジオ関係(町内会) | 総務部(防災担当) |
| 自動割り込み放送訓練 | 上記の表の担当 |

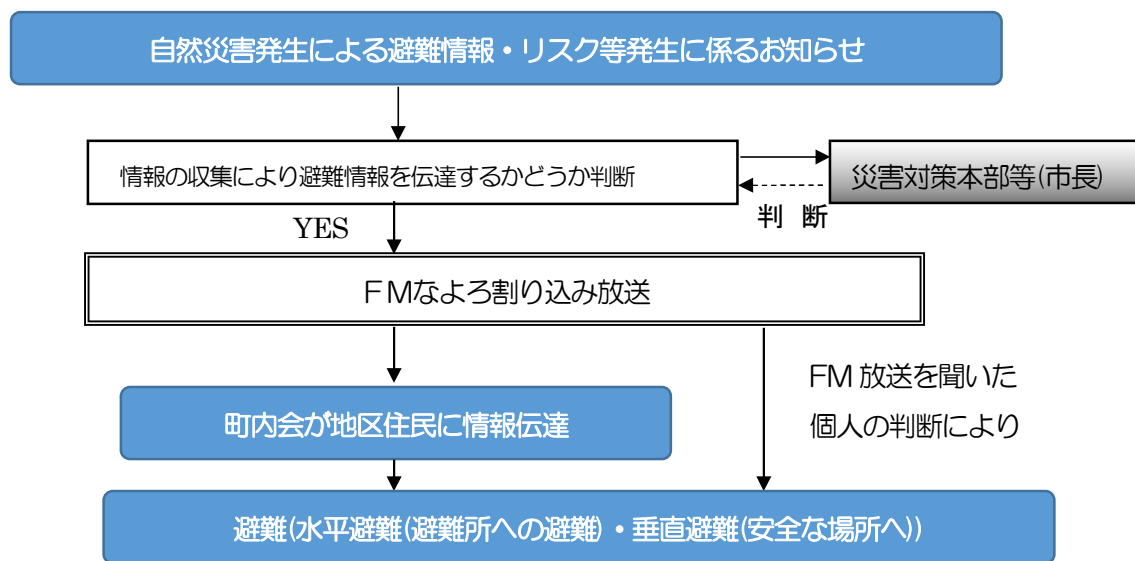
分担イメージ図



7 FM放送事業者による協力

- (1) 災害が発生した際に、FM 放送事業者は、常に緊急割り込み放送に配慮するものとし、市長等の求めに応じ通常放送においても協力しなければならない。
- (2) 通常放送における、緊急に係る周知の放送に当たっての各種基準は、FM 放送事業者において定める。

巻末資料Ⅰ 緊急告知ラジオ緊急割り込み放送フロー図（災害・リスク編）



巻末資料Ⅱ 緊急告知ラジオが自動起動した場合のフロー図（国民保護・リスク編）

